

熱海市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第9号

熱海市議会委員会条例の一部を改正する条例

熱海市議会委員会条例（平成18年熱海市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。